

議案第 22 号

総社市公共下水道条例の一部改正について

総社市公共下水道条例（平成 17 年総社市条例第 197 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

インボイス制度が開始されることに伴い、公共下水道使用料の算定方法を改める必要が生じたことから、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市公共下水道条例の一部を改正する条例

総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第19条 1箇月の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、<u>確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>略</p> <p>2 総社市給水条例第27条第5号の規定により許可を得た者に係る使用料の額は、汚水の量を各世帯均等に排除したものとみなし、前項の表から当該世帯数に応じて算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、<u>確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第19条 1箇月の使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、<u>確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>略</p> <p>2 総社市給水条例第27条第5号の規定により許可を得た者に係る使用料の額は、汚水の量を各世帯均等に排除したものとみなし、前項の表から当該世帯数に応じて算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、<u>確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市公共下水道条例第19条の規定は、令和5年10月1日以後に額を確定する使用料から適用し、同日前に額が確定した使用料について

は、なお従前の例による。